

内閣総理大臣
岸田 文雄 様

「令和6年能登半島地震」に関する第二次申し入れ

立憲民主党

本年1月1日16時10分頃に発生した「令和6年能登半島地震」は、石川県を中心とする各地域に甚大な被害をもたらし、近年まれに見る大災害となっている。亡くなられた方に哀悼の意を表し、全ての被災された皆さまにお見舞いを申し上げます。

立憲民主党は、地震直後に「令和6年能登半島地震対策本部」を設置し、第一次として1月5日の与野党党首会談において、31項目の政府申入れを岸田総理に手交した。被災者や被災地の状況がさらに変化した今、情報を集約、課題を整理し、ここに第二次の提言を行う。

政府においては、本提言を十分に考慮し、全力で対応に当たられたい。

1. 最重点で対応すべき事項

(1) 被災者生活再建支援金制度の拡充

昨今の物価の上昇や人件費の値上がり等を踏まえ、基礎支援金及び加算支援金の倍増や対象を見直すとともに、国庫補助率の引き上げによる被災自治体の負担軽減を行うこと。

(2) 二次避難先の環境整備の推進

断水や停電が続き、インフラ整備に時間がかかる中、早期復旧の見込みがない地域については、災害関連死を防ぐためにも、避難所やコミュニティ単位で二次避難所への移動を推進すること。住み慣れた地域から離れる二次避難については、地域による集団避難のあり方、避難所での食事の改善や被災地の警備体制強化など、二次避難をしやすい環境整備を推進すること。

(3) 被災者に寄り添った仮設住宅の整備強化

仮設住宅の整備が進んでいるが、県外など住み慣れた地域から離れざるをえないケースもある。被災者が安心して住むことのできる仮設住宅の提供を行うこと。

(4) 被災者と同時に、支援する人への心のケアとサポート体制の充実

被災した方は当然のこと、支援する人も過酷な状況に置かれることから、カウンセラーの派遣など被災者や支援する人への心のケアとサポート体制を充実させること。

(5) 産業や生業の復興支援体制のさらなる強化

商業や農業・漁業等、当該地域を支える事業者への事業継続のための緊急支援を行うとともに、産業や生業の早期復興のための、復興支援体制をさらに強化すること。特に生活用水の復旧・整備は被災地の早期復興に必要な不可欠であることから、年度内の復旧・整備を目指すこと。

(6) トイレトレーラーや仮設トイレの整備推進

被災地においては、トイレが不足しており、あっても劣悪な環境となっている。そのため、トイレに行くことを控えるために飲食を控えることになり、体調不良につながっている。被災者の健康を守るためにトイレトレーラーや仮設トイレの整備を強力に推進すること。

2. 重点的に取り組むべき事項

(1) 被災者・避難所への様々な支援

- ・みなし仮設住宅と仮設住宅の間の引っ越しを可能とすること。
- ・一般の避難所での生活が困難な障がい者や認知症などの高齢者を受け入れる福祉避難所の整備と職員の増強をすること。
- ・物資運搬のためのヘリコプターの使用許可を迅速かつ柔軟に行うこと。
- ・ヘリコプターでの灯油・ガソリン輸送について、震災対応で例外的に許可をしていることについて周知すること。
- ・ライフラインが寸断されても避難所生活が維持できるよう、受水槽の容量の拡大、再生可能エネルギー発電や蓄電池の導入を進めること。
- ・避難所への常備薬の配布・無償提供を早急に行うこと。
- ・「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」(内閣府男女共同参画局、2020年5月)に沿って、女性や子どもの安全確保と防犯体制を整えること。
- ・避難所の生活環境等を改善するために、各避難所に経験のあるコーディネーターを配置すること。
- ・断水等により水の使用が制限されている避難所については、トレーラーハウス型コインランドリーを提供するなどして、避難者の洗濯への支援を行うこと。
- ・飼い主によるペットの適正飼養を継続するための支援及びペットを使用している市民も適切に避難所を使用できるようにするための支援を強化すること。

(2) 政府・自治体の対応

- ・安心して二次避難ができるよう、避難先での就労支援を行うこと。
- ・避難所における感染症対策を徹底すること。
- ・被災地、特に奥能登地域への公務員派遣をさらに増強すること。特に、震災で応援・受援の経験のある自治体から、全国、都道府県、市町村それぞれのレベルで被災自治体の業務を補完するため、自治体間の短期応援、長期派遣の人的応援を促進・支援すること。その際「カウンターパート方式」の活用を参考にすること。
- ・専門性のあるNPOと被災自治体の連携が円滑に行われるような支援を行うこと。
- ・被災者・避難所生活者が必要としている物資等のリアルタイムの把握と情報提供について、民間の業者や既存の仕組みを活用するなどして改善すること。
- ・生活資金の円滑な貸し付け・給付をすること。

- ・労働局における総合的な労働相談を実施すること。
- ・余震や避難所、災害支援物資の配布などの情報の多言語化と周知を図ること。
- ・技能実習生や特定技能をはじめ外国人労働者に向けた労働環境の整備（雇用継続や雇用調整助成金制度など）を進めるとともに、情報の多言語化と周知徹底を行うこと。
- ・阪神・淡路大震災、東日本大震災の特例法を参考に、震災損失の令和5年分所得での雑損控除・必要経費算入、繰戻しによる法人税還付、被災代替資産等の特別償却、固定資産税の軽減など、税制上必要な措置を不足なく講じること。
- ・被災者生活再建支援金の支給に関して、追加で損壊が認められた場合、直近の罹災証明で支援金の支給がされることについて、周知すること。
- ・風評被害から観光産業を守ること。
- ・公共交通やインフラについて、復興にあたり、単純に復元するという観点ではなく、長期的視野で、地元の負担にならず、地域の魅力を活かすような、持続可能な地域づくりの在り方について議論を行うこと。
- ・被災地に十分な備蓄がなかった原因を調査し、今後の災害に活かすこと。
- ・予算措置については、予備費を積み増すのではなく、被害状況の把握に努め、財政需要を積み上げた上で、早期に補正予算を編成すること。なお、その財源については、安易に赤字国債に頼ることなく、既存歳出の見直し等により捻出を図ること。
- ・被災自治体が復興や被災者支援に対して柔軟な支出ができる「復興交付金」を創設すること。
- ・能登半島地震関係で予備費を支出する際は、「新型コロナウイルス感染症及び原油価格・物価高騰対策予備費」（現：「原油価格・物価高騰対策及び賃上げ促進環境整備対応予備費」）の場合と同様に、衆参予算委員会の理事懇等の場で説明を実施すること。
- ・移住を希望する被災者に対する、住居と就労のパッケージ型支援策を設けること。
- ・地域で働く方も被災者であり、疲弊しているエッセンシャルワーカーについて、当該企業などに県外からの応援派遣を要請すること。
- ・二次避難先を含め、児童生徒等の学習機会の確保などサポート体制の強化を図ること。
- ・政府・自治体が指定する県外等の二次避難先以外に避難する場合においても、安心して医療や介護サービスが受けられるようにするための措置を講ずること。
- ・職員を派遣した自治体に対する財政的支援を講ずること。

(3) 生活・産業関連の支援等

- ・被災地の事業者を支援するため、被災自治体へのふるさと納税の寄付を募る経費を寄付額の5割以下に抑える基準を特例的に緩和することを検討すること。被災自治体への「ふるさと納税」による寄付の受け付けに伴う事務作業の負担を軽減するため、「代理寄付」を広げること。

(4) 復興・復旧

- ・ボランティア早期受け入れに向けた復旧作業拠点の電気・水道等インフラを復旧すること。また、ボランティア先における仮設トイレ・宿泊施設などの環境整備を行うこと。
- ・巨大地震などの災害に対応できる交通網を整備すること。
- ・隆起して使えなくなった漁港や津波で破損した港湾の復旧に早急にとりかかること。
- ・アスベスト対策など復旧事業における安全衛生対策を強化すること。
- ・復興に向けた計画的な工程管理を行うこと。
- ・輪島塗・牡蠣養殖・観光をはじめとする地場産業の再興へ向けて、復旧や再投資に関する補助や金融上の減免措置等を準備し、ニーズに応じて機動的に講ずること。
- ・志賀原発の被災状況や対策、復旧状況などについて、正確な情報を詳細かつ適時・的確に報告すること。
- ・ボランティアの受け入れ態勢の整備やマッチングを国が責任をもって行うこと。
- ・重機を扱えるボランティアを行政と連携させるなどし、被災地に入る際に行政の緊急車両との同行を認めること。

(5) その他

- ・1月5日の党首会談でわが党が申し入れた内容について、その実施・検討状況を文書で回答すること。

以上